

令和 7 年度石垣市ふるさと納税プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、石垣市（以下、「本市」という。）のふるさと納税に係るプロモーション・マーケティング等に必要な業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業 務 名

石垣市ふるさと納税プロモーション業務委託

(2) 内 容

石垣市ふるさと納税プロモーション業務委託を実施する。詳細は、別紙「令和 7 年度石垣市ふるさと納税プロモーション等業務仕様書」を参照。

※ただし、本業務の開始日は令和 7 年 4 月 1 日とし、優先交渉者権決定の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までは引き継ぎ及び業務開始準備期間とすることができる。なお、準備期間中に発生する費用については原則受託者が負担することとする。

(3) 委託期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※本市が業務履行状況を良好と認めた場合には、年度ごと予算の範囲内で随意契約をできるものとする。

(4) 提案限度額

寄附額の 4.1 %（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とします。

※令和 5 年度寄附金額は、1, 540, 878, 247 円。

※提案限度額は、予定価格を示すものではありません。今後成立する予算の内容に応じて、事業内容の変更等を行う場合があります。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす事業者とする。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない

こと。

- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (6) 県内に本社、支社又は営業所等を有する事業者又は常に連絡及び調整ができるような体制を整えている事業者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77法）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定するものでないこと。
- (8) 石垣市内にある返礼品提供事業者と連携し、円滑な業務遂行を行うための運用体制が構築できること。

4 実施手順

実施要領の公表から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

項目	時期
実施要領の公表	令和6年12月27日（金）
質問受付期間	令和7年1月17日（金）
参加申込書提出期限	令和7年1月24日（金）
参加資格審査結果通知	令和7年1月29日（水）
企画提案書受付締切	令和7年2月7日（金）
プレゼンテーションの実施	令和7年2月14日（金）
項目	時期
優先交渉権者選定結果の通知	令和7年2月中旬～下旬
契約締結	令和7年4月1日（火）
業務の開始	令和7年4月1日（火）

※日程は都合により変更することがある

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、メールにより提出してください。

(2) 受付メールアドレス

furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

※本委託業務に関するメールを上記アドレスに送信する際は、メールのタイトルに

「【ふるさと納税プロポ：企業名】件名」を必ず入力してください

(3) 受付期限

令和7年1月17日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

提出期日後、石垣市ふるさと創生課ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで、

速やかに回答を掲載します。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じません

6 参加意向申出について

(1) 提出書類について

上記「3 参加資格」をすべて満たし、公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は以下の書類を提出してください。

	提出書類	様式	部数
1	質問書	1 号	1 部
2	参加申込書兼誓約書	2 号	
3	会社概要書 ※会社概要の分かるパンフレットがある場合は、その資料も併せて提出すること	4 号	
4	業務実施体制調書	5 号	
5	類似業務実績調書 ※証明する契約書の写しも提出すること	6 号	
6	直近 1 年分の財務諸表の写し（賃借対照表及び損益計算書）	－	
7	履歴事項全部証明書（原本）※提出日より 3 か月以内に発行されたもの	－	
8	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（写し可） ※申告している税務署が発行する納税証明書 ※提出日より 3 か月以内に発行されたもの	－	

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 2 4 日（金）【期限内必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとします。

(4) 提出先

「13 問合せ及び提出先」に同じです。

(5) 参加資格審査結果の通知

提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を有する事業者であるか審査を行い、審査結果の通知をいたします。

7 企画提案書等の提出

別途「石垣市ふるさと納税管理事務業務委託」に係るプロポーザルを実施しています。この業務に係る募集要領及び仕様書等の内容についても十分把握したうえで企画提案を行ってください。

「6 (5) 参加資格審査結果の通知」によって、参加資格を有する旨通知を受けた事業者

については、以下のとおり企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

提出書類は表 1 のとおりです。

表 1 提出書類一覧

提出書類	作成上の注意点	綴込順
(様式 3) 企画提案書表紙	定められた様式を使用すること。	1
企画提案書 (任意様式)	①用紙サイズ A4 で作成すること。 ②表紙を除き 30 ページ以内とする。 ③企画提案書の作成に当たっては、審査基準の内容を含めて作成すること。 ④下部中央にページ番号をふること。	2
(様式 7) 参考見積書	定められた様式を使用すること。	3

(2) 提出部数

提出書類は、正本 1 部と副本 5 部 (副本はコピー可) をそれぞれ製本し、提出してください。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等によるものとします。

(4) 提出先

「13 問合せ及び提出先」に同じです。

(5) 提出期限

令和 7 年 2 月 7 日 (金) 【期限内必着】

8 候補者の選定

(1) 書類審査

参加申込書類の確認後、参加資格要件を満たす者に対し、参加承認をメール及び書面にて通知し、審査項目に基づく一次審査を行う。

なお、応募多数の場合は、一次審査 (書類審査) の結果により、審査結果の高い者から上位 5 者程度を審査会 (プレゼンテーション) 対象者とします。

なお、ここで実施する書類審査はあくまで審査会 (プレゼンテーション) への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果は審査会 (プレゼンテーション) における審査基準には反映されません。

審査結果は、参加事業者全員に対し自己の結果のみを通知するものとし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けられないものとします。

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出期限内に提出した事業者は、本市が指定する日時、場所にて提案する業務内容について提出書類に基づき、プレゼンテーションを行います。

(1) 審査日：令和7年2月14日（金）

※予定（変更の場合はプレゼンテーション参加者に通知する）

(2) 審査時分

事業者につき、持ち時間は30分とする（提案内容説明は20分以内、質疑応答は10分以内）。

(3) 出席者

事業者3名以内とする。

(4) プレゼンテーションの方法

提案資料によるプレゼンテーションに限る。なお、プレゼンテーションにおけるモニター（HDMI ケーブルにより接続するもの）は本市で用意するが、パソコン等は参加者が用意するものとする。

(6) 失格条件

①指定した時間に遅れた場合。

②提出書類に虚偽の記載をした場合。

10 選定方法等

企画提案書等の提出及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において、評価及び選定を行う。企画提案者ごとに「審査基準」に基づき評価を行い、総評価得点が最上位の者を優先交渉権事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定する。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 前各号に定めるもののほか提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

(1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。

(3) 提出された書類については、返却しません。

- (4) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、石垣市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、持参又は郵送により参加辞退届（様式 8）を「13 問合せ及び提出先」に提出してください。

13 問合せ及び提出先

石垣市企画部ふるさと創生課ふるさと応援係

所在地：沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

電 話：0980-87-9000

F A X：0980-82-1911

担当：上原（うえはら）、東嘉弥真（ひがしかやま）

furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

※本委託業務に関するメールを上記アドレスに送信する際は、メールのタイトルに「【ふるさと納税プロポ：企業名】 件名」を必ず入力してください。

審査基準

項目		内容	配点
業務遂行の体制	業務の実績	・ふるさと納税に関する本業務と同類または類似業務の実績は十分か。	10 点
	業務体制	・専任スタッフの配置など、業務遂行体制は十分か。 ・緊急時の連絡や迅速な対応体制が整っているか。	10 点
	著作権等の保護	・業務遂行にあたって必要な著作権等の保護に関する知見は十分か。	5 点
業務内容	プロモーションのノウハウ	・ふるさと納税制度や、市場の動向を熟知しているか。 ・ふるさと納税の市場及び本市の商材・寄附者層等の特性を踏まえた効果的なプロモーションを提案するためのノウハウ・スキルを十分有しているか。	10 点
	多様な媒体による広告の提案	・オンライン広告、PR 冊子、メルマガ、SNS、雑誌など多様かつ効果的な広告媒体の活用提案ができるか。 ・検索連動型広告やポータルサイト内広告をはじめとするオンライン広告の特性を理解し、効果的・効率的な寄附獲得につなげられるか。	10 点

	クリエイティブ スキル	・各広告媒体に使用する画像・動画、チラシ、冊子等を高品質かつ迅速に作製するスキルを十分有しているか。	5 点
	返礼品 ページ等の作成・改善・助言・提案	・各ポータルサイトに掲載する返礼品ページ等の作成に関するノウハウ・スキルが十分か。 ・検索表示やクリック率向上の観点から、本市及びふるさと納税管理等事業者に対して、サムネイルのデザイン・文字入れ、返礼品名などページの改善に向けた提案ができるか。	10 点
	大口 寄附の取組に向けたプロモーション	・特に首都圏の大口寄附者に対して訴求できるプロモーションを提案できるか	5 点
そ の 他	返礼品 提供事業者との連携・関係構築	・返礼品提供事業者に対し、定期的な連絡・訪問等コミュニケーションが円滑に進められる提案がなされているか。 ・返礼品提供事業者からの特産品の改善・開発・広告等の相談に対し、効果的な助言・提案ができるか。	5 点
	寄附獲得目標額を踏まえたマーケティング	・寄附実績、市場のトレンド、制度改正、本市の特性、上位自治体の動向等を踏まえ、目標額達成に向けたプロモーション戦略（アウトライン）を策定できているか。	10 点
	導入計画及び事前準備	・優先交渉権者決定から業務開始までの事前準備も含め、返礼品提供事業者との連携体制の構築等、実現可能な導入計画となっているか。	5 点
	事業者同士の連携	ふるさと納税管理事務業務受託者と連携が図れる体制となっているか。	5 点
	見積価格	見積価格が提案限度額内の範囲にあり、提案内容に見合った適切な金額となっているか。	5 点
	提案能力について	・提案に独自性はあるか。 ・提案内容は全てにおいて分かりやすく、説得力のあるものか。	5 点
			100 点